

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第30号

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後																																																																																																												
1	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 行政センター 広域振興局の部に置かれる地域振興センター、総務センター、<u>県税センター</u>、保健福祉環境センター、農林振興センター、農村整備センター、水産振興センター及び土木センターをいう。</p> <p>(5)～(8) [略]</p> <p>(代決)</p> <p>第8条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。</p> <p>(1) 本庁における代決</p> <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">決裁権者</th><th colspan="2">代決権者</th></tr><tr><th>第1順位者</th><th>第2順位者</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>総括課長</td><td>儀典調整監、防災危機管理監 又は当該事務を担当する課長、 担当課長若しくは特命課長</td><td>[略]</td></tr><tr><td></td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>所長</td><td>当該事務を担当する担当課長</td><td>[略]</td></tr><tr><td>特命参事又は技術特命参事</td><td>室長又は総括課長があらかじめ指定する職員</td><td></td></tr><tr><td>課長</td><td>担当課長、特命課長又は室長 若しくは総括課長があらかじめ指定する職員</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>特命課長</td><td>室長又は総括課長があらかじめ指定する職員</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <p>(2) 出先機関における代決</p> <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">機 関</th><th rowspan="2">決裁権者</th><th colspan="2">代決権者</th></tr><tr><th>第1順位者</th><th>第2順位者</th></tr></thead><tbody><tr><td>広域振興局</td><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>東京事務所</td><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <p>(課長等共通専決事項)</p> <p>第17条 本庁の課長、担当課長、特命課長、儀典調整監、調査監、総括危機管理監、防災危機管理監、ふるさと振興監、少子化対策監、競馬改革推進監及びI L C推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(20) [略]</p> <p>(総務部の部長、総括課長、所長、課長及び担当課長の専決事項)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 管財課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりと</p>	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	[略]			総括課長	儀典調整監、防災危機管理監 又は当該事務を担当する課長、 担当課長若しくは特命課長	[略]		[略]		所長	当該事務を担当する担当課長	[略]	特命参事又は技術特命参事	室長又は総括課長があらかじめ指定する職員		課長	担当課長、特命課長又は室長 若しくは総括課長があらかじめ指定する職員		[略]			特命課長	室長又は総括課長があらかじめ指定する職員		[略]			機 関	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	広域振興局	[略]			東京事務所	[略]			[略]				<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 行政センター 広域振興局の部に置かれる地域振興センター、総務センター、保健福祉環境センター、農林振興センター、農村整備センター、水産振興センター及び土木センターをいう。</p> <p>(5)～(8) [略]</p> <p>(代決)</p> <p>第8条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。</p> <p>(1) 本庁における代決</p> <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">決裁権者</th><th colspan="2">代決権者</th></tr><tr><th>第1順位者</th><th>第2順位者</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>総括課長</td><td>儀典調整監、防災危機管理監 又は当該事務を担当する<u>特命参事</u>、<u>技術特命参事</u>、課長、 担当課長若しくは特命課長</td><td>[略]</td></tr><tr><td></td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>所長</td><td>当該事務を担当する<u>特命参事</u>、 <u>課長</u>、担当課長又は<u>特命課長</u></td><td>[略]</td></tr><tr><td>特命参事又は技術特命参事</td><td>室長、総括課長又は所長があらかじめ指定する職員</td><td></td></tr><tr><td>課長</td><td>担当課長、特命課長又は室長 、総括課長若しくは所長があらかじめ指定する職員</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>特命課長</td><td>室長、総括課長又は所長があらかじめ指定する職員</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <p>(2) 出先機関における代決</p> <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">機 関</th><th rowspan="2">決裁権者</th><th colspan="2">代決権者</th></tr><tr><th>第1順位者</th><th>第2順位者</th></tr></thead><tbody><tr><td>広域振興局</td><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>県税センター</td><td>所長</td><td>主管の課長</td><td>所長があらかじめ指定する職員</td></tr><tr><td></td><td>課長</td><td>所長があらかじめ指定する職員</td><td></td></tr><tr><td>東京事務所</td><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <p>(課長等共通専決事項)</p> <p>第17条 本庁の<u>特命参事</u>、<u>技術特命参事</u>、課長、担当課長、特命課長、儀典調整監、調査監、総括危機管理監、防災危機管理監、ふるさと振興監、少子化対策監、競馬改革推進監及びI L C推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(20) [略]</p> <p>(総務部の部長、総括課長、所長、課長及び担当課長の専決事項)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 管財課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりと</p>	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	[略]			総括課長	儀典調整監、防災危機管理監 又は当該事務を担当する <u>特命参事</u> 、 <u>技術特命参事</u> 、課長、 担当課長若しくは特命課長	[略]		[略]		所長	当該事務を担当する <u>特命参事</u> 、 <u>課長</u> 、担当課長又は <u>特命課長</u>	[略]	特命参事又は技術特命参事	室長、総括課長又は所長があらかじめ指定する職員		課長	担当課長、特命課長又は室長 、総括課長若しくは所長があらかじめ指定する職員		[略]			特命課長	室長、総括課長又は所長があらかじめ指定する職員		[略]			機 関	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	広域振興局	[略]			県税センター	所長	主管の課長	所長があらかじめ指定する職員		課長	所長があらかじめ指定する職員		東京事務所	[略]			[略]			
決裁権者	代決権者																																																																																																													
	第1順位者	第2順位者																																																																																																												
[略]																																																																																																														
総括課長	儀典調整監、防災危機管理監 又は当該事務を担当する課長、 担当課長若しくは特命課長	[略]																																																																																																												
	[略]																																																																																																													
所長	当該事務を担当する担当課長	[略]																																																																																																												
特命参事又は技術特命参事	室長又は総括課長があらかじめ指定する職員																																																																																																													
課長	担当課長、特命課長又は室長 若しくは総括課長があらかじめ指定する職員																																																																																																													
[略]																																																																																																														
特命課長	室長又は総括課長があらかじめ指定する職員																																																																																																													
[略]																																																																																																														
機 関	決裁権者	代決権者																																																																																																												
		第1順位者	第2順位者																																																																																																											
広域振興局	[略]																																																																																																													
東京事務所	[略]																																																																																																													
[略]																																																																																																														
決裁権者	代決権者																																																																																																													
	第1順位者	第2順位者																																																																																																												
[略]																																																																																																														
総括課長	儀典調整監、防災危機管理監 又は当該事務を担当する <u>特命参事</u> 、 <u>技術特命参事</u> 、課長、 担当課長若しくは特命課長	[略]																																																																																																												
	[略]																																																																																																													
所長	当該事務を担当する <u>特命参事</u> 、 <u>課長</u> 、担当課長又は <u>特命課長</u>	[略]																																																																																																												
特命参事又は技術特命参事	室長、総括課長又は所長があらかじめ指定する職員																																																																																																													
課長	担当課長、特命課長又は室長 、総括課長若しくは所長があらかじめ指定する職員																																																																																																													
[略]																																																																																																														
特命課長	室長、総括課長又は所長があらかじめ指定する職員																																																																																																													
[略]																																																																																																														
機 関	決裁権者	代決権者																																																																																																												
		第1順位者	第2順位者																																																																																																											
広域振興局	[略]																																																																																																													
県税センター	所長	主管の課長	所長があらかじめ指定する職員																																																																																																											
	課長	所長があらかじめ指定する職員																																																																																																												
東京事務所	[略]																																																																																																													
[略]																																																																																																														

する。

総括課長専決事項

(1)～(13) [略]

[略]

設備担当課長専決事項

(1)・(2) [略]

7 [略]

(ふるさと振興部の部長、室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第22条 [略]

2～6 [略]

7 国際室の分掌事務について、室長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 国際施策の総合的な企画に関すること (他課等の主管に属するものを除く。)。

(4) [略]

[略]

国際企画課長専決事項

(1) 国際施策の推進に関すること (他課等の主管に属するものを除く。)。

(2)～(4) [略]

8・9 [略]

(環境生活部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第23条 [略]

2 [略]

3 資源循環推進課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

廃棄物対策担当課長専決事項

(1)～(7) [略]

(8) 二戸市上斗米地区における産業廃棄物の不法投棄対策に係る再生・整備に関すること。

[略]

4～6 [略]

(保健福祉部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第24条 保健福祉企画室の分掌事務について、課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

管理課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 岩手県立福祉の里センター、岩手県立療育センター、ふれあいランド岩手、岩手県立視聴覚障がい者情報センター、いわて子どもの森及びいわてリハビリテーションセンターの管理に関すること (他課等の主管に属するものを除く。)。

2～7 [略]

(商工労働観光部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第25条 [略]

2 経営支援課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

中小企業振興担当課長専決事項

(1) [略]

(2) 下請企業の振興施策に関すること。

[略]

3～5 [略]

6 観光・プロモーション室の分掌事務について、室長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

プロモーション課長専決事項

する。

総括課長専決事項

(1)～(13) [略]

(14) 県庁舎の再整備に関すること。

[略]

設備担当課長専決事項

(1)・(2) [略]

県庁舎再整備担当課長専決事項

(1) 県庁舎の再整備に係る計画の進行管理に関すること。

7 [略]

(ふるさと振興部の部長、室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第22条 [略]

2～6 [略]

7 国際室の分掌事務について、室長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 国際施策の総合的な企画に関すること。

(4) [略]

[略]

国際企画課長専決事項

(1) 国際施策の推進に関すること。

(2)～(4) [略]

8・9 [略]

(環境生活部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第23条 [略]

2 [略]

3 資源循環推進課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

廃棄物対策担当課長専決事項

(1)～(7) [略]

[略]

4～6 [略]

(保健福祉部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第24条 保健福祉企画室の分掌事務について、課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

管理課長専決事項

(1)・(2) [略]

2～7 [略]

(商工労働観光部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第25条 [略]

2 経営支援課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

中小企業振興担当課長専決事項

(1) [略]

(2) 受託中小企業の振興施策に関すること。

[略]

3～5 [略]

6 観光・プロモーション室の分掌事務について、室長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

(1) 観光客の増加及び県産品の販路拡大等に係る施策の実施に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) 観光産業の振興に係る施策の調整に関すること（国内観光担当、国際観光担当及び他課等の主管に属するものを除く。）。

国内観光担当課長専決事項

(1)～(5) [略]

[略]

(副局長専決事項)

第30条 [略]

2 [略]

3 第1項に定めるもののほか、県南広域振興局副局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1)～(4) [略]

(5) 部長、審査指導監及び局付の休暇その他の服務並びに室長（経営企画部産業振興室長及び保健福祉環境部保健福祉室長に限る。）の服務に関すること。

(6) [略]

4 第1項に定めるもののほか、沿岸広域振興局副局長（宮古市及び大船渡市に駐在する者を除く。）及び県北広域振興局副局長（二戸市に駐在する者を除く。）は、次に掲げる事項を専決することができる（行政センターに係るものを除く。）。

(1)～(4) [略]

(5) 部長、審査指導監及び局付の休暇その他の服務並びに室長（沿岸広域振興局副局長にあつては経営企画部の復興推進室長、産業振興室長及び県税室長に限り、県北広域振興局副局長にあつては経営企画部の産業振興室長及び県税室長並びに農政部の農業改良普及室長及び農村整備室長に限る。）の服務に関すること。

(6) [略]

5・6 [略]

(部長等共通専決事項)

第31条 [略]

2 広域振興局長に委任された事務のうち次の表の左欄に定める広域振興局の職（同表右欄に掲げる職をいう。別表第1において同じ。）にある者が専決できる事項は、同表に掲げるとおりとする。

[略]	
センター所長	経営企画部地域振興センター所長、総務部総務センター所長、 <u>県税部県税センター所長</u> 、保健福祉環境部保健福祉環境センター所長、農政部又は農林部の農林振興センター所長及び農村整備センター所長、水産部水産振興センター所長並びに土木部土木センター所長

(室長等共通専決事項)

第32条 前条の規定にかかわらず、広域振興局の部又は行政センターに置く室の長、経営企画部企画推進課長、土木部のダム管理事務所長及び土木センター整備事務所長、盛岡広域振興局の保健福祉環境部環境衛生課長及び林務部林業振興課長、県南広域振興局の総務部総務課長、農政部農政調整課長及び土木部調整課長、沿岸広域振興局の農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹、農林調整課長、岩泉林務出張所長、水産部の水産調整課長、土木部の調整課長及び土木センター副所長並びに県北広域振興局農政部農政調整課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) 職員の休暇その他の服務に関すること（沿岸広域振興局農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹を除き、広域振興局の経営企画部の企画推進課長、水産部の水産調整課長、土木部のダム管理事務所長、盛岡広域振興局の保健福祉環境部環境衛生課長及び林務部林業振興課長、県南広域振興局の総務部総務課長、農政部農政調整課長及び土木部調整課長、沿岸広域振興局土木部の調整課長及び土木センター副所長並びに県北広域振興局農政部農政調整課長にあつては、軽易な事項に係るものに限る。）。

(5)～(12) [略]

2 前条第2項の規定にかかわらず、広域振興局長に委任された事務のうち次の表の左欄に定める広域振興局の職（同表右欄に掲げる職をいう。別表第1において同じ。）にある者が専決できる事項は、同表に掲げるとおりとする。

部に置く室の長等	経営企画部の <u>産業振興室長</u> 及び県税室長、保健福祉環境部保健福祉室長、農政部農村整備室長、盛岡広域振興局の <u>県税部の納税室長</u> 及び課税室長、農政部農業振興室長並びに土木部の管理用地室長、道路都市室長、流域治水室長及び建築住宅室長並びに沿岸広域振興局経営企画
----------	--

国内観光課長専決事項

(1)～(5) [略]

[略]

(副局長専決事項)

第30条 [略]

2 [略]

3 第1項に定めるもののほか、県南広域振興局副局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1)～(4) [略]

(5) 部長、審査指導監及び局付の休暇その他の服務並びに室長（経営企画部経営企画室長及び保健福祉環境部保健福祉室長に限る。）の服務に関すること。

(6) [略]

4 第1項に定めるもののほか、沿岸広域振興局副局長（宮古市及び大船渡市に駐在する者を除く。）及び県北広域振興局副局長（二戸市に駐在する者を除く。）は、次に掲げる事項を専決することができる（行政センターに係るものを除く。）。

(1)～(4) [略]

(5) 部長、審査指導監及び局付の休暇その他の服務並びに室長（沿岸広域振興局副局長にあつては経営企画部の経営企画室長、復興推進室長及び県税室長に限り、県北広域振興局副局長にあつては経営企画部の経営企画室長及び県税室長並びに農政部の農業改良普及室長及び農村整備室長に限る。）の服務に関すること。

(6) [略]

5・6 [略]

(部長等共通専決事項)

第31条 [略]

2 広域振興局長に委任された事務のうち次の表の左欄に定める広域振興局の職（同表右欄に掲げる職をいう。別表第1において同じ。）にある者が専決できる事項は、同表に掲げるとおりとする。

[略]	
センター所長	経営企画部地域振興センター所長、総務部総務センター所長、保健福祉環境部保健福祉環境センター所長、農政部又は農林部の農林振興センター所長及び農村整備センター所長、水産部水産振興センター所長並びに土木部土木センター所長

(室長等共通専決事項)

第32条 前条の規定にかかわらず、広域振興局の部又は行政センターに置く室の長、土木部のダム管理事務所長及び土木センター整備事務所長、盛岡広域振興局の保健福祉環境部環境衛生課長及び林務部林業振興課長、県南広域振興局の総務部総務課長、農政部農政調整課長及び土木部調整課長、沿岸広域振興局の農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹、農林調整課長、岩泉林務出張所長、水産部の水産調整課長、土木部の調整課長及び土木センター副所長並びに県北広域振興局農政部農政調整課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) 職員の休暇その他の服務に関すること（沿岸広域振興局農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹を除き、広域振興局の水産部の水産調整課長、土木部のダム管理事務所長、盛岡広域振興局の保健福祉環境部環境衛生課長及び林務部林業振興課長、県南広域振興局の総務部総務課長、農政部農政調整課長及び土木部調整課長、沿岸広域振興局土木部の調整課長及び土木センター副所長並びに県北広域振興局農政部農政調整課長にあつては、軽易な事項に係るものに限る。）。

(5)～(12) [略]

2 前条第2項の規定にかかわらず、広域振興局長に委任された事務のうち次の表の左欄に定める広域振興局の職（同表右欄に掲げる職をいう。別表第1において同じ。）にある者が専決できる事項は、同表に掲げるとおりとする。

部に置く室の長等	経営企画部の <u>経営企画室長</u> 及び県税室長、保健福祉環境部保健福祉室長、農政部農村整備室長、盛岡広域振興局の農政部農業振興室長並びに土木部の管理用地室長、道路都市室長、流域治水室長及び建築住宅室長並びに沿岸広域振興局経営企画部復興推進室長並びに経営企画部
----------	---

	部復興推進室長並びに経営企画部の企画推進課長及び管理主幹、農政部農政調整課長、土木部のダム管理事務所長、盛岡広域振興局の保健福祉環境部環境衛生課長及び林務部林業振興課長、県南広域振興局の総務部総務課長及び土木部調整課長並びに沿岸広域振興局の農林部の農林調整課長及び農業農村整備事業を担当する技術主幹、水産部水産調整課長並びに土木部調整課長
センターに置く室の長等	経営企画部地域振興センターの県税室長及び管理主幹、農政部又は農林部の農林振興センターの農村整備室長及び林務室長並びに沿岸広域振興局土木部土木センターの副所長及び整備事務所長

3 [略]  
(経営企画部長等専決事項)

第33条 [略]

2 広域振興局の経営企画部企画推進課長、総務部総務課長並びに経営企画部及び経営企画部地域振興センターの管理主幹の専決できる事項は、次の表に掲げる事務(同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。)とする。

事務	専決権者				備考
	経営企画部企画推進課長	総務部総務課長	経営企画部管理主幹	経営企画部地域振興センター管理主幹	
1 宗教法人事務所備付け書類の写しの受理に関する事。		○	○	○	[略]
2 境内建物及び境内地の証明(宗教法人の規則の認証を伴うものを除く。)に関する事。		○	○	○	
3 市町村立学校職員の給与及び旅費の支払のために設置する資金前渡職員の委嘱に関する事。		○	○	○	

3 広域振興局長に委任された事務のうち次の表の左欄に定める広域振興局の職(同表右欄に掲げる職をいう。別表第2において同じ。)にある者が専決できる事項は、別表第2に掲げるとおりとする。

[略]	
部に置く室の長等	経営企画部産業振興室長及び管理主幹
[略]	

(県税部長等専決事項)

第34条 広域振興局長に委任された事務のうち次の表の左欄に定める広域振興局の職(同表右欄に掲げる職をいう。別表第3において同じ。)にある者が専決できる事項は、別表第3に掲げるとおりとする。

[略]	
部に置く室の長	[略]
センター所長	県税部県税センター所長
センターに置く室の長	経営企画部地域振興センター県税室長

2 前項の規定にかかわらず、盛岡広域振興局県税部の納税室長及び課税室長にあつては、広域振興局長に委任された事務のうち広域振興局長があらかじめ指定した事項を専決することができる。

(土木部長等専決事項)

第38条 広域振興局の土木部長及び土木部土木センター所長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務(同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。)とする。

事務	専決権者		備考
	土木部長	土木部土木センター	

	管理主幹、農政部農政調整課長、土木部のダム管理事務所長、盛岡広域振興局の県税部の納税課長及び課税課長、保健福祉環境部環境衛生課長並びに林務部林業振興課長、県南広域振興局の総務部総務課長及び土木部調整課長並びに沿岸広域振興局の農林部の農林調整課長及び農業農村整備事業を担当する技術主幹、水産部水産調整課長並びに土木部調整課長
センターに置く室の長等	経営企画部地域振興センター管理主幹、農政部又は農林部の農林振興センターの農村整備室長及び林務室長並びに沿岸広域振興局土木部土木センターの副所長及び整備事務所長

3 [略]  
(経営企画部長等専決事項)

第33条 [略]

2 広域振興局の総務部総務課長並びに経営企画部及び経営企画部地域振興センターの管理主幹の専決できる事項は、次の表に掲げる事務(同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。)とする。

事務	専決権者			備考
	総務部総務課長	経営企画部管理主幹	経営企画部地域振興センター管理主幹	
1 宗教法人事務所備付け書類の写しの受理に関する事。	○	○	○	[略]
2 境内建物及び境内地の証明(宗教法人の規則の認証を伴うものを除く。)に関する事。	○	○	○	
3 市町村立学校職員の給与及び旅費の支払のために設置する資金前渡職員の委嘱に関する事。	○	○	○	

3 広域振興局長に委任された事務のうち次の表の左欄に定める広域振興局の職(同表右欄に掲げる職をいう。別表第2において同じ。)にある者が専決できる事項は、同表に掲げるとおりとする。

[略]	
部に置く室の長等	経営企画部の経営企画室長及び管理主幹
[略]	

(県税部長等専決事項)

第34条 広域振興局長に委任された事務のうち次の表の左欄に定める広域振興局の職(同表右欄に掲げる職をいう。別表第3において同じ。)にある者が専決できる事項は、同表に掲げるとおりとする。

[略]	
部に置く室の長	[略]

2 前項の規定にかかわらず、盛岡広域振興局県税部の納税課長及び課税課長にあつては、広域振興局長に委任された事務のうち広域振興局長があらかじめ指定した事項を専決することができる。

(土木部長等専決事項)

第38条 広域振興局の土木部長及び土木部土木センター所長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務(同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。)とする。

事務	専決権者		備考
	土木部長	土木部土木センター	

		一 所 長
[略]		
19 公有地の拡大の推進に関する法律の規定による都市計画区域内の土地に係る譲渡の届出及び買取り希望の申出の受理並びに買取りの協議に関する事。	○	
[略]		
25 ひとにやさしいまちづくり条例の規定による公共的施設（開発行為の許可を要する道路及び公園等を除く。）に係る適合証の交付	[略]	岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。

2～5 [略]

(広域振興局以外の出先機関の長指定職員専決事項)

第42条 [略]

		一 所 長
[略]		
19 公有地の拡大の推進に関する法律の規定による都市計画区域内の土地に係る譲渡の届出及び買取り希望の申出の受理並びに買取りの協議に関する事。	○	○ 1 土木部長にあつては、沿岸広域振興局土木部長を除く。 2 土木センター所長にあつては、宮古土木センター所長及び大船渡土木センター所長に限る。
[略]		
25 ひとにやさしいまちづくり条例の規定による公共的施設（開発行為の許可を要する道路及び公園等を除く。）に係る適合証の交付	[略]	土木センター所長にあつては、花巻土木センター所長、大船渡土木センター所長及び二戸土木センター所長に限る。

2～5 [略]

(広域振興局以外の出先機関の長指定職員専決事項)

第42条 [略]

(県税センター所長等専決事項)

第42条の2 県税センターの所長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

所長専決事項

- (1) 岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）第5条第1項及び第2項の規定により県税センター所長に委任された県税及びこれに附帯する徴収金の賦課徴収並びに特別法人事業税、地方法人特別税及び軽自動車税の環境性能割並びにこれらに附帯する徴収金の賦課及び徴収（督促に関するものに限る。）に関する事。
- (2) 課長の超過勤務命令及び休日勤務命令に関する事。
- (3) 課長の旅行命令及び復命書の受理に関する事。
- (4) 課長の休暇その他の服務に関する事。

課長共通専決事項

- (1) 職員の超過勤務命令及び休日勤務命令に関する事。
- (2) 職員の旅行命令及び復命書の受理に関する事。
- (3) 職員の休暇その他の服務に関する事。
- (4) 照会、回答、報告等に関する事。

別表第3 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び県税部長等専決事項（第5条、第30条、第34条関係）

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	部に置く室の長	センターに置く室の長	
1 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成31年法律第4号）の施行に関する事	[略]	徴収金の賦課徴収		○	○	○	

別表第3 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び県税部長等専決事項（第5条、第30条、第34条関係）

事務	条項	内容	専決権者			備考
			副局長	部長	部に置く室の長	
1 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成31年法律第4号）の施行に関する事	[略]	徴収金の徴収（督促に関するものを除く。）		○	○	

務							
2 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）の施行に関する事務	[略]	徴収金の賦課徴収		○	○	○	○
3 地方税法（昭和25年法律第226号）の施行に関する事務	第739条の5第1項及び第2項（これらの規定を同条第8項において準用する場合を含む。）	[略]		○	○	○	○
	附則第29条の9第1項	徴収金の賦課徴収		○	○	○	○
4 岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）の施行に関する事務	第5条第1項から第3項まで	徴収金の賦課徴収及び県税に係る過料の徴収		○	○	○	○
5 岩手県産業廃棄物税条例（平成14年岩手県条例第72号）の施	[略]			○	○		○

務							
2 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）の施行に関する事務	[略]	徴収金の徴収（督促に関するものを除く。）		○		○	
3 地方税法（昭和25年法律第226号）の施行に関する事務	第739条の5第1項及び第2項（これらの規定を同条第8項において準用する場合を含む。）	[略]		○		○	
	附則第29条の9第1項	徴収金の徴収（督促に関するものを除く。）		○		○	
4 岩手県県税条例の施行に関する事務	第5条第1項から第4項まで	岩手県県税条例第5条第1項及び第2項の規定により広域振興局長に委任された徴収金の賦課徴収及び県税に係る過料の徴収		○		○	
5 岩手県産業廃棄物税条例（平成14年岩手県条例第72号）の施	[略]			○		○	



1 市町村 が行う補 助工事の 指導監督 に関する 事務	[略]	センター所長に あつては、岩手土 木センター所長（ 建築住宅課の所管 に係るものに限る 。）及び千厩土木 センター所長を除 く。
---	-----	---

[略]		
4 浄化槽 法（昭和 58年法律 第43号） の施行に 関する事 務	第5条第1項 [略]	センター所長に あつては、 <u>岩手土 木センター所長及 び千厩土木センタ ー所長を除く。</u>

[略]		
48 特定優 良賃貸住 宅の供給 の促進に 関する法 律（平成 5年法律 第52号） の施行に 関する事 務	[略]	1・2 [略] 3 センター所長 にあつては、 <u>岩 手土木センター 所長及び千厩土 木センター所長 を除く。</u>

49 高齢者 の居住の 安定確保 に関する 法律（平 成13年法 律第26号 ）の施行 に関する 事務	第13条	[略]	1・2 [略] 3 センター所長 にあつては、 <u>岩 手土木センター 所長及び千厩土 木センター所長 を除く。</u>
	第24条第1項	[略]	
	第55条（第56 条第2項及び 第69条第2項 において準用 する場合を含 む。）	[略]	
	第58条第1項	[略]	
	第65条	[略]	
	第66条	[略]	
	第67条第2項 及び第70条第 1項	[略]	
	第67条第3項	[略]	
	第68条	[略]	

1 市町村 が行う補 助工事の 指導監督 に関する 事務	[略]	センター所長に あつては、岩手土 木センター所長、 <u>北 上土木センター 所長、遠野土木セ ンター所長、一関 土木センター所長 、宮古土木センタ ー所長及び岩泉土 木センター所長（ 建築住宅課の所管 に係るものに限る 。）並びに千厩土 木センター所長を 除く。</u>
---	-----	--

[略]		
4 浄化槽 法（昭和 58年法律 第43号） の施行に 関する事 務	第5条第1項 [略]	センター所長に あつては、 <u>花巻土 木センター所長、 大船渡土木センタ ー所長及び二戸土 木センター所長に 限る。</u>

[略]		
48 特定優 良賃貸住 宅の供給 の促進に 関する法 律（平成 5年法律 第52号） の施行に 関する事 務	[略]	1・2 [略] 3 センター所長 にあつては、 <u>花 巻土木センター 所長、大船渡土 木センター所長 及び二戸土木セ ンター所長に限 る。</u>

49 高齢者 の居住の 安定確保 に関する 法律（平 成13年法 律第26号 ）の施行 に関する 事務	第13条	[略]	1・2 [略] 3 センター所長 にあつては、 <u>花 巻土木センター 所長、大船渡土 木センター所長 及び二戸土木セ ンター所長に限 る。</u>	
	第19条の2第 1項及び第2 項	目的外使用の承 認及び承認の通 知		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	第24条第1項	[略]		
	第55条（第56 条第2項及び 第70条第2項 において準用 する場合を含 む。）	[略]		
	第57条第2項 及び第3項	届出の受理		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	第59条第1項	[略]		
	第66条	[略]		
	第67条	[略]		
	第68条第2項 及び第71条第 1項	[略]		
	第68条第3項	[略]		
	第69条	[略]		

	第69条第1項	[略]	
50 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則（平成13年岩手県規則第128号）の施行に関する事務	[略]	1・2 [略] 3 センター所長にあつては、 <u>岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長</u> を除く。	
51 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）の施行に関する事務	第11条第1項から第3項まで（第34条第2項において準用する場合を含む。）	[略]	
	第12条（第34条第2項において準用する場合を含む。）	設立等の認可	[略]
	[略]		
	第25条第1項及び第2項	[略]	
	第38条第4項及び第6項	[略]	
	[略]		
	第42条	[略]	
	第48条（第50条第2項において準用する場合を含む。）	施行等の認可	[略]
	第49条第1項（第50条第2項において準用する場合を含む。）	[略]	
	第51条第3項、第6項及び	[略]	

	第70条第1項	[略]		
50 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則（平成13年岩手県規則第128号）の施行に関する事務	[略]	1・2 [略] 3 センター所長にあつては、 <u>花巻土木センター所長、大船渡土木センター所長及び二戸土木センター所長</u> に限る。		
51 マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）の施行に関する事務	第4条の2第1項	助言及び指導	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	第4条の2第6項及び第7項	情報の提供の求め及び報告の徴収等（広域振興局長に委任されている事項に係るものに限る。）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	第9条第1項	設立の認可	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	第11条第1項から第3項まで（第34条第2項において準用する場合を含む。）	[略]		
	第12条第2項（第34条第2項において準用する場合を含む。）	認可等の協議	[略]	
	[略]			
	第25条第1項及び第2項	[略]		
	第34条第1項	定款又は事業計画の変更の認可	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	第38条第4項及び第6項	[略]		
	[略]			
	第42条	[略]		
	第45条第1項	施行の認可	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	第48条第2項（第50条第2項において準用する場合を含む。）	認可等の協議	[略]	
	第49条第1項（第50条第2項において準用する場合を含む。）	[略]		
	第50条第1項	規準又は規約及び事業計画の変更の認可	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	第51条第3項、第6項及び	[略]		

第7項				
[略]				
第99条第1項から第3項まで	[略]			
第102条第2項	除却の必要性に係る認定		○	○
第104条	指導及び助言、指示並びに公表		○	○
第110条（第111条第2項において準用する場合を含む。）	買受計画の認定及び変更の認定		○	○
第112条	届出の受理		○	○
第114条	報告の徴収、勧告及び公表	[略]		
第121条及び第123条第1項（第134条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）	設立の認可及び公告並びに定款又は資金計画の変更の認可及び公告	[略]		
第137条第4項及び第5項	解散の認可及び公告	[略]		
第144条（第145条において準用する場合を含む。）	[略]			
[略]				
第161条	[略]			

第7項				
[略]				
第99条第1項から第3項まで	[略]			
第104条第1項	除却等計画の認定		○	○
第106条第1項	除却等計画の変更の認定		○	○
第108条第1項	報告の徴収	[略]		
第113条第1項	設立の認可	[略]		
第118条第2項（第134条第2項において準用する場合を含む。）	認可等の協議		○	○
第120条第1項（第134条第2項において準用する場合を含む。）	認可等の公告		○	○
第134条第1項	定款又は資金計画の変更の認可		○	○
第137条第4項及び第5項	解散の認可又は設立の認可の取消し及び公告	[略]		
第141条第1項後段（第145条において準用する場合を含む。）	[略]			
[略]				
第161条	[略]			
第163条の6第1項	設立の認可		○	○
第163条の11第2項（第163条の27第2項において準用する場合を含む。）	認可等の協議		○	○
第163条の13第1項（第163条の27第2項において	認可等の公告		○	○



行に関する事務	条第18項		木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。
	[略]		
	第7条の6第1項第1号及び第18条第38項第1号	[略]	1・2 [略] 3 センター所長にあつては、 <u>岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長</u> を除く。
	[略]		
	第9条第7項及び第8項（第10条第4項において準用する場合を含む。）	[略]	センター所長にあつては、 <u>岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長</u> を除く。
	[略]		
55 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の施行に関する事務	第12条第1項及び第3項（第88条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）	[略]	1・2 [略] 3 センター所長にあつては、 <u>岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長</u> を除く。
	[略]		
	第15条第1項	[略]	センター所長にあつては、 <u>岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長</u> を除く。
55の2 建築基準法施行条例（平成12年岩手県条例第37号）の施行に関する事務	[略]		センター所長にあつては、 <u>岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長</u> を除く。
	[略]		
56 建築基準法施行細則（昭和47年岩手県規則第12号）	[略]		1・2 [略] 3 センター所長にあつては、 <u>岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長</u>

行に関する事務	条第18項		木センター所長、大船渡土木センター所長及び二戸土木センター所長に限る。
	[略]		
	第7条の6第1項第1号及び第18条第38項第1号	[略]	1・2 [略] 3 センター所長にあつては、 <u>花巻土木センター所長、大船渡土木センター所長及び二戸土木センター所長</u> に限る。
	[略]		
	第9条第7項及び第8項（第10条第4項において準用する場合を含む。）	[略]	センター所長にあつては、 <u>花巻土木センター所長、大船渡土木センター所長及び二戸土木センター所長</u> に限る。
	[略]		
55 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の施行に関する事務	第12条第1項及び第3項（第88条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）	[略]	1・2 [略] 3 センター所長にあつては、 <u>花巻土木センター所長、大船渡土木センター所長及び二戸土木センター所長</u> に限る。
	[略]		
	第15条第1項	[略]	センター所長にあつては、 <u>花巻土木センター所長、大船渡土木センター所長及び二戸土木センター所長</u> に限る。
55の2 建築基準法施行条例（平成12年岩手県条例第37号）の施行に関する事務	[略]		センター所長にあつては、 <u>花巻土木センター所長、大船渡土木センター所長及び二戸土木センター所長</u> に限る。
	[略]		
56 建築基準法施行細則（昭和47年岩手県規則第12号）	[略]		1・2 [略] 3 センター所長にあつては、 <u>花巻土木センター所長、大船渡土木センター所長</u>

の施行に関する事務		を除く。
[略]		
59 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）の施行に関する事務	[略]	センター所長にあつては、 <u>岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長</u> を除く。
[略]		
63 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の施行に関する事務	[略]	センター所長にあつては、 <u>岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長</u> を除く。
63の2 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）の施行に関する事務	[略]	センター所長にあつては、 <u>岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長</u> を除く。
63の3 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成26年岩手県規則第7号）の施行に関する事務	[略]	センター所長にあつては、 <u>岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長</u> を除く。
64 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の施行に関する事務	第15条第1項	[略]
	[略]	1・2 [略] 3 センター所長にあつては、 <u>岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長</u> を除く。
	第15条第3項及び第16条第3項	[略] センター所長にあつては、 <u>岩手土木センター所長及び千厩土木センタ</u>

の施行に関する事務		及び二戸土木センター所長に限る。
[略]		
59 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）の施行に関する事務	[略]	センター所長にあつては、 <u>花巻土木センター所長、大船渡土木センター所長及び二戸土木センター所長</u> に限る。
[略]		
63 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の施行に関する事務	[略]	センター所長にあつては、 <u>花巻土木センター所長、大船渡土木センター所長及び二戸土木センター所長</u> に限る。
63の2 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）の施行に関する事務	[略]	センター所長にあつては、 <u>花巻土木センター所長、大船渡土木センター所長及び二戸土木センター所長</u> に限る。
63の3 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成26年岩手県規則第7号）の施行に関する事務	[略]	センター所長にあつては、 <u>花巻土木センター所長、大船渡土木センター所長及び二戸土木センター所長</u> に限る。
64 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の施行に関する事務	第15条第1項	[略]
	[略]	1・2 [略] 3 センター所長にあつては、 <u>花巻土木センター所長、大船渡土木センター所長及び二戸土木センター所長</u> に限る。
	第15条第3項及び第16条第3項	[略] センター所長にあつては、 <u>花巻土木センター所長、大船渡土木センタ</u>

		一所長を除く。
第17条第3項 (第18条第2項において準用する場合を含む。)	[略]	1・2 [略] 3 センター所長にあつては、 <u>岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長</u> を除く。
第17条第5項 (第18条第2項において準用する場合を含む。)	[略]	センター所長にあつては、 <u>岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長</u> を除く。
第21条(第22条の2第5項において準用する場合を含む。)	[略]	<u>センター所長</u> にあつては、 <u>岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長</u> を除く。
[略]		
第22条の2第4項(同条第5項において準用する第18条第2項において準用する場合を含む。)	[略]	1・2 [略] 3 センター所長にあつては、 <u>岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長</u> を除く。
第23条第1項	[略]	センター所長にあつては、 <u>岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長</u> を除く。
第34条第1項	[略]	
第38条第2項	[略]	
[略]	[略]	
第53条第3項	[略]	1・2 [略]
第53条第4項	[略]	センター所長にあつては、 <u>岩手土木センター所長</u> 及
[略]		

		一所長及び二戸土木センター所長に限る。
第17条第3項 (第18条第2項において準用する場合を含む。)	[略]	1・2 [略] 3 センター所長にあつては、 <u>花巻土木センター所長、大船渡土木センター所長及び二戸土木センター所長</u> に限る。
第17条第5項 (第18条第2項において準用する場合を含む。)	[略]	センター所長にあつては、 <u>花巻土木センター所長、大船渡土木センター所長及び二戸土木センター所長</u> に限る。
第21条(第22条の2第5項において準用する場合を含む。)	[略]	
[略]		
第22条の2第4項(同条第5項において準用する第18条第2項において準用する場合を含む。)	[略]	1・2 [略] 3 センター所長にあつては、 <u>花巻土木センター所長、大船渡土木センター所長及び二戸土木センター所長</u> に限る。
第23条第1項	[略]	センター所長にあつては、 <u>花巻土木センター所長、大船渡土木センター所長及び二戸土木センター所長</u> に限る。
第34条第1項	[略]	
第38条第2項	[略]	<u>センター所長</u> にあつては、 <u>岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長</u> を除く。
[略]	[略]	
第53条第3項	[略]	1・2 [略] 3 センター所長にあつては、 <u>花巻土木センター所長、大船渡土木センター所長及び二戸土木センター所長</u> に限る。
第53条第4項	[略]	センター所長にあつては、 <u>花巻土木センター所長</u> 、
[略]		

		<u>び千厩土木センター</u> <u>所長を除く。</u>			<u>大船渡土木センター</u> <u>所長及び二戸土</u> <u>木センター所長に</u> <u>限る。</u>
65 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の施行に関する事務	[略]	センター所長にあつては、 <u>岩手土木センター所長</u> 及 <u>び千厩土木センター所長を除く。</u>	65 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の施行に関する事務	[略]	センター所長にあつては、 <u>花巻土木センター所長</u> 、 <u>大船渡土木センター所長</u> 及 <u>び二戸土木センター所長に</u> <u>限る。</u>
65の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年岩手県規則第54号）の施行に関する事務	[略]	センター所長にあつては、 <u>岩手土木センター所長</u> 及 <u>び千厩土木センター所長を除く。</u>	65の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年岩手県規則第54号）の施行に関する事務	[略]	センター所長にあつては、 <u>花巻土木センター所長</u> 、 <u>大船渡土木センター所長</u> 及 <u>び二戸土木センター所長に</u> <u>限る。</u>
65の3 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）の施行に関する事務	[略]	センター所長にあつては、 <u>岩手土木センター所長</u> 及 <u>び千厩土木センター所長を除く。</u>	65の3 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）の施行に関する事務	[略]	センター所長にあつては、 <u>花巻土木センター所長</u> 、 <u>大船渡土木センター所長</u> 及 <u>び二戸土木センター所長に</u> <u>限る。</u>
65の4 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）の施行に関する事務	[略]	センター所長にあつては、 <u>岩手土木センター所長</u> 及 <u>び千厩土木センター所長を除く。</u>	65の4 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）の施行に関する事務	[略]	センター所長にあつては、 <u>花巻土木センター所長</u> 、 <u>大船渡土木センター所長</u> 及 <u>び二戸土木センター所長に</u> <u>限る。</u>
65の5 都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成24年岩手県規則第65号）の施行に関する事務	[略]	センター所長にあつては、 <u>岩手土木センター所長</u> 及 <u>び千厩土木センター所長を除く。</u>	65の5 都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成24年岩手県規則第65号）の施行に関する事務	[略]	センター所長にあつては、 <u>花巻土木センター所長</u> 、 <u>大船渡土木センター所長</u> 及 <u>び二戸土木センター所長に</u> <u>限る。</u>

65の6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）の施行に関する事務	[略]	センター所長にあつては、 <u>岩手土木センター所長</u> 及び <u>千厩土木センター所長</u> を除く。
--	-----	--

65の7 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）の施行に関する事務	[略]	センター所長にあつては、 <u>岩手土木センター所長</u> 及び <u>千厩土木センター所長</u> を除く。
---	-----	--

65の8 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則（平成28年岩手県規則第28号）の施行に関する事務	[略]	センター所長にあつては、 <u>岩手土木センター所長</u> 及び <u>千厩土木センター所長</u> を除く。
---	-----	--

66 ひとにやさしいまちづくり条例の施行に関する事務	第21条第1項	[略]	[略]	1・2 [略] 3 センター所長にあつては、 <u>岩手土木センター所長</u> 及び <u>千厩土木センター所長</u> を除く。
	第22条第1項及び第2項	[略]	[略]	1・2 [略] 3 センター所長にあつては、 <u>岩手土木センター所長</u> 及び <u>千厩土木センター所長</u> を除く。

65の6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）の施行に関する事務	[略]	センター所長にあつては、 <u>花巻土木センター所長</u> 、 <u>大船渡土木センター所長</u> 及び <u>二戸土木センター所長</u> に限る。
--	-----	---

65の7 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）の施行に関する事務	[略]	センター所長にあつては、 <u>花巻土木センター所長</u> 、 <u>大船渡土木センター所長</u> 及び <u>二戸土木センター所長</u> に限る。
---	-----	---

65の8 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則（平成28年岩手県規則第28号）の施行に関する事務	[略]	センター所長にあつては、 <u>花巻土木センター所長</u> 、 <u>大船渡土木センター所長</u> 及び <u>二戸土木センター所長</u> に限る。
---	-----	---

66 ひとにやさしいまちづくり条例の施行に関する事務	第21条第1項	[略]	[略]	1・2 [略] 3 センター所長にあつては、 <u>花巻土木センター所長</u> 、 <u>大船渡土木センター所長</u> 及び <u>二戸土木センター所長</u> に限る。
	第22条第1項及び第2項	[略]	[略]	1・2 [略] 3 センター所長にあつては、 <u>花巻土木センター所長</u> 、 <u>大船渡土木センター所長</u> 及び <u>二戸土木センター所長</u> に限る。

第22条第3項	[略]		
	特定公共的施設 (開発行為の許可を要する道路及び公園等を除く。)に係る通知	[略]	1・2 [略] 3 センター所長 にあつては、 <u>岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。</u>
第23条	[略]		
	届出の受理(開発行為の許可を要する道路及び公園等に係るものを除く。)	[略]	1・2 [略] 3 センター所長 にあつては、 <u>岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。</u>
第24条第1項及び第2項	[略]		
	特定公共的施設 (開発行為の許可を要する道路及び公園等を除く。)の完了検査及び適合証の交付	[略]	1・2 [略] 3 センター所長 にあつては、 <u>岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。</u>
第28条第1項	[略]		
	報告の徴収及び立入調査等(開発行為の許可を要する道路及び公園等に係るものを除く。)	[略]	1・2 [略] 3 センター所長 にあつては、 <u>岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。</u>
第29条第1項	[略]		
	請求の受理(開発行為の許可を要する道路及び公園等に係るものを除く。)	[略]	1・2 [略] 3 センター所長 にあつては、 <u>岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。</u>
第29条第2項	[略]		
	公共的施設(開発行為の許可を要する道路及び公園等を除く。)に係る適合証の交付	[略]	1・2 [略] 3 センター所長 にあつては、 <u>岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。</u>

第22条第3項	[略]		
	特定公共的施設 (開発行為の許可を要する道路及び公園等を除く。)に係る通知	[略]	1・2 [略] 3 センター所長 にあつては、 <u>花巻土木センター所長、大船渡土木センター所長及び二戸土木センター所長に限る。</u>
第23条	[略]		
	届出の受理(開発行為の許可を要する道路及び公園等に係るものを除く。)	[略]	1・2 [略] 3 センター所長 にあつては、 <u>花巻土木センター所長、大船渡土木センター所長及び二戸土木センター所長に限る。</u>
第24条第1項及び第2項	[略]		
	特定公共的施設 (開発行為の許可を要する道路及び公園等を除く。)の完了検査及び適合証の交付	[略]	1・2 [略] 3 センター所長 にあつては、 <u>花巻土木センター所長、大船渡土木センター所長及び二戸土木センター所長に限る。</u>
第28条第1項	[略]		
	報告の徴収及び立入調査等(開発行為の許可を要する道路及び公園等に係るものを除く。)	[略]	1・2 [略] 3 センター所長 にあつては、 <u>花巻土木センター所長、大船渡土木センター所長及び二戸土木センター所長に限る。</u>
第29条第1項	[略]		
	請求の受理(開発行為の許可を要する道路及び公園等に係るものを除く。)	[略]	1・2 [略] 3 センター所長 にあつては、 <u>花巻土木センター所長、大船渡土木センター所長及び二戸土木センター所長に限る。</u>
第29条第2項	[略]		
	公共的施設(開発行為の許可を要する道路及び公園等を除く。)に係る適合証の交付	[略]	1・2 [略] 3 センター所長 にあつては、 <u>花巻土木センター所長、大船渡土木センター所長及び二戸土木センター所長に限る。</u>

67 建築物、建築設備及び工作物の確認済又は検査済の証明に関する事務	[略]	センター所長にあつては、 <u>岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。</u>
[略]		

67 建築物、建築設備及び工作物の確認済又は検査済の証明に関する事務	[略]	センター所長にあつては、 <u>花巻土木センター所長、大船渡土木センター所長及び二戸土木センター所長に限る。</u>
[略]		

[略]

[略]

別表第13 広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

別表第13 広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
[略]			
岩手県福祉総合相談センター所長	2 児童福祉法の施行に関する事務	[略]	[略]
		第24条の24第1項	[略]
		[略]	[略]
		第31条第4項	[略]
		第33条第2項及び第18項	[略]
[略]			
児童相談所長	1 児童福祉法の施行に関する事務	[略]	[略]
		第24条の24第1項	[略]
		[略]	[略]
		第31条第4項	[略]
		第33条第2項及び第18項	[略]
[略]			

区分	事務	条項	内容
[略]			
岩手県福祉総合相談センター所長	2 児童福祉法の施行に関する事務	[略]	[略]
		第24条の24第1項及び第2項	[略]
		[略]	[略]
		第31条第4項	[略]
		第31条の2第1項及び第2項	在所期間の延長等
		第33条第2項及び第18項	[略]
[略]			
児童相談所長	1 児童福祉法の施行に関する事務	[略]	[略]
		第24条の24第1項及び第2項	[略]
		[略]	[略]
		第31条第4項	[略]
		第31条の2第1項及び第2項	在所期間の延長等
		第33条第2項及び第18項	[略]
[略]			

別表第17 その他の機関の長等委任事項（第7条関係）

別表第17 その他の機関の長等委任事項（第7条関係）

区分	事務	条項	内容
県立高等学校長	公舎の管理及び使用に関する規則の施行に関する事務（当該学校長の所管に属するものに限る。）	[略]	[略]
		第4条の3第3項	[略]
[略]			
岩手県立図書館長	[略]		
岩手県立野外活動センター所長	野外活動センター条例（昭和49年岩手県条例第18号）の施行に関する事務	第3条	使用料の免除
自動車運転免許試験場長	[略]		
[略]			

区分	事務	条項	内容
県立高等学校長	公舎の管理及び使用に関する規則の施行に関する事務（当該学校長の所管に属するものに限る。）	[略]	[略]
		第4条の2第3項	[略]
[略]			
岩手県立図書館長	[略]		
自動車運転免許試験場長	[略]		
[略]			

2 別表第13 広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

別表第13 広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
----	----	----	----

区分	事務	条項	内容
----	----	----	----

保健所長	[略]		
	56 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の施行に関する事務	[略]	
		第14条第1項及び第15項	[略]
		第14条第16項	[略]
	[略]		
[略]			

保健所長	[略]		
	56 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の施行に関する事務	[略]	
		第14条第1項及び第13項	[略]
		第14条第14項	[略]
	[略]		
[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、同年5月1日から施行する。